

第9回議会基本条例制定検討会議

1 日 時 平成30年2月22日(木)午前9時15分開会
午前9時48分閉会

2 場 所 議事堂第3委員会室

3 出席者 委員長 渡辺守人
委員 鹿熊正一、上田英俊、宮本光明、藤井裕久
菅沢裕明、火爪弘子、吉田 勉、杉本 正
笠井和広、海老克昌

4 協議事項

(1) 議会基本条例案について

(2) その他

5 協議の経過概要

渡辺委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから議会基本条例制定検討会議を開会いたします。

皆様方には大変お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

なお、本日の会議には、武田委員から欠席する旨の連絡がありましたので、お知らせいたします。

また、上田委員、菅沢委員、澤谷委員から遅れる旨の連絡がありましたので、お知らせをいたします。

本日の本会議の一般傍聴につきましては、15名以内で、本日の資料の配付とともに許可いたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、異議がないようでありますので、議会基本条例制定検討会議設置要綱第6条ただし書きにより、本会議の傍聴を許可いたします。

それでは、これより本日の議題である議会基本条例案の協議に入ります。

前回了承されました条例素案によりまして、パブリックコメントを実施しております。その結果及び対応について取りまとめましたので、事務局から説明をさせます。

事務局（岡本参事・議事課長） おはようございます。

それでは、お手元の富山県議会基本条例素案に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果についてという資料をお目通しをお願いいたします。

今回、この条例素案の作成者は委員長である渡辺議員でございます。

意見募集は1月31日から2月19日まで行いました。

意見募集の関連資料の公表場所につきましては、県議会のホームページ、県庁の議事堂1階の閲覧コーナー、県民サロン、情報公開窓口、各地方県民相談室（高岡・魚津・砺波）、県立図書館で公表しております。

意見提出につきましては、3名の方からございまして、書面が2人、電子メールで1人で計3人でございます。

意見提出件数の15件の内訳でございますが、表記、形式等に関することが11件、議会運営に関することが2件、その他合理化等に関することが2件、合計15件でございます。その表の2枚目以降にパブリックコメントの番号が書かれております。

この意見の15件のほかに災害等緊急事態等の対応を行うことを義務づけたことや、会派の位置づけや機能を明記したことなど、評価できるとする意見を10件いただいたところであり、今後の議会運営に生かしてまいりたいと考えております。

それでは、2ページをお開きください。

番号の1番、意見の概要、条例の形式的な部分でございまして、目次をその訂正案のとおりに見やすくしたほうがいいのではないかとということで検討願いたいということでございます。

具体的には、目次の項目「前文」から「附則」までを下げる、前文の前に「前文」を挿入するという、表題を入れるということでございます。

これに関しましては、条例の形式につきましては、国や全国都道府県議長会とも協議をしております、県の法制部局などにも照会した上で協議をしております、法律、政令などの法令文書の形式に倣ったものでございます。また、議会基本条例制定検討会議において議論を重ねて起草したものであり、御理解を願います。

また、今後、議会広報誌などに条例など法令等の文書を記載する際は、御指摘の趣旨を踏まえまして、県民の皆様に見やすいものに工夫をしたいと考えております。

2番目でございます。

前文について全体を簡素に表現するとよいと思うという御意見でございます。

前文については、議会基本条例制定検討会議において議論を重ね、明治16年に公選制の県会として開設されて以来の県議会の歴史を踏まえ、また、議会が県民の負託にこたえ、もって県民誰もが未来に希望を持ち、豊かさと幸せが実感できるよう決意を示したものでございます。

なお、貴重な御意見でございますので、今後の議会運営に生かしていきたいと思っております。

3番目でございます。

前文に記載の「県等」については、特に定義がなく、「国等又は県等」を「国、県又はこれらの関係機関」としたほうが正確なのだろうが、前文の構成を複雑にするのめ的確ではないので難しいところ

と思う。

4番、第3条第3号に「国等」の定義があるが、「及び」も「その他の」も接続語なので、法文の記載では、通常は両方を続けざまに用いることはなく、「国及びその関係機関をいう。」という形になるかと思う。また、「以下同じ。」とあるが、前文にも「国等」が出てくるので、「この条例において同じ。」などとしたほうが的確かと思われる。

5番、第17条の「予算を調製したとき、」の読点は、名詞句をつなぐ用語なので、法文の記載の原則からすれば不要なのではないかと思う。(一般の人の読みやすさを優先するのであれば、気にする必要はないのかもしれない。)という3点の御意見がございました。

これにつきましては、条例の形式や用例につきましては、国や全国都道府県議長会とも協議し、県の法制部局などにも照会した上、法律、政令などの法令文書の形式や用例に倣ったもので、また、議会基本条例制定検討会議において議論を重ねて起草したものであるというふうに考えております。

次のページ、3ページでございます。

6番目、前文及び第8条に条例制定の経緯、理由及び政務活動費の反省を表記していただきたい。

7番、政治倫理については、議会基本条例の性質上、素案に記載された程度の簡素なものになるのが通常であるが、一昨年以来の政務活動費の問題があったことから、「県民の代表としての名誉と品格の陶冶に努める」旨や「名誉と品格を損なう行為又は不正な行為もしくはこれを疑われる行為を厳に慎む」旨を記載したほうが好ましいと考えるという御意見をいただいております。

この御意見に対する考え方でございますが、二元代表制の一翼を担う県議会は、県民の多様な意思を県政に反映させるとともに、県民により一層信頼され、期待される議会となるよう県政の最終意思を決定する団体意思決定機能、環境の変化に伴う地域課題の解決を

図る政策立案及び提言機能等を最大限に発揮することが求められております。

また、第8条は、政務活動のあり方も含め、あらゆる面において厳しい倫理意識に徹することにより、政治倫理の向上に努めるとする議員としてのあり方について定めた最高の倫理規定として位置づけたものです。

これらを踏まえまして、御意見の趣旨につきましては、議会基本条例の提案理由において別途説明をすることとしております。

8番、第8条の「倫理意識」を「道德意識」とすれば、「倫理」という言葉の記述が1回となり、「政治倫理の向上」の文言が強く生きる。

この御意見に対しましては、御指摘の箇所は、「国会法」や「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」に基づく政治倫理綱領の趣旨、法律における用例を踏まえ、「倫理意識」とするのがふさわしいものと考えており、御理解を願います。

9番、議会報告会を導入されたい。今後検討してほしい。

10番、第21条に「必要に応じて県民の意見を聞く機会を設ける」と記載されているが、さらに、開かれた県民参画型の議会とするために、年1回の議会報告会の開催を義務化してはどうかという御意見をいただいております。

この御意見に対しましての考え方でございますが、議会報告会など議員が県民の皆様に活動状況を説明し、御意見をよく聞き、意見交換をする機会は重要と考えており、県議会ではこれまでも県民各層との意見交換会を定例会ごとに実施しているところです。そうした機会も含め、議会報告会についても、条例に基づき設置する予定の議会改革推進会議で実施について、議会改革推進計画に位置づけるなど検討してまいります。

11番、第21条「県民の主権者としての意識の醸成に努める」とあるが、具体的にどういうことか。

この御意見に対しまして、議会は議会活動を通じて、県民から提出された請願及び陳情を県民の政策提案として受けとめ、必要に応じて、県民の意見を聞く機会を設けることとしております。また、これまでも、県民各層との意見交換会を定例会ごとに実施しているところです。

こうした県民参加を通じて県民に議会が果たす役割を理解していただき、県民みずからが議員を選ぶ、または自分が議員になることによって、主権者として県政へ参画していく意識や醸成に努めることとしております。

パブリックコメントの資料の4ページをお開きください。12番でございます。

議員のなり手不足は、二元代表制を揺るがす大きな問題であり、議会基本条例の議員のなり手不足に対する問題意識や対応（議員報酬の増など）を明記すべきではないか。

この御意見に対する考え方でございますが、総務省では、議員のなり不足について、「地方議会・議員に関する研究会」が開催され、昨年7月、報告書が取りまとめられたところでございます。これに基づきまして、今後各方面で議員確保策を含め、選挙制度のあり方等についても検討されることが期待されており、議会においても現状把握の上、議論していきたいと考えております。

13番、女性の社会進出が進んでいる中、議員の資質向上とあわせて、高い志を持った若い女性議員のなり手を育成していく観点が必要ではないか。

議員の資質向上はもとより、高い志を持った若い議員が増えることは大変重要なことと考えております。議会では、若い方々にも議会活動を視聴しやすいインターネットによる議会中継や議会ホームページなど、各種広報媒体を通じて議会を知っていただくとともに、多くの若い女性が参加する専門学校の学生との意見交換会や高校生議会、青年議会、大学生と議員との意見交換などを通じて、主権者

としての意識の醸成にも努めてきております。引き続き、御意見の趣旨におこたえできるよう取り組んでまいります。

14番、第22条に議会図書室の機能の充実があるが、一般県民も利用できるのか。また、議員の利用状況はどうか。利用状況によっては、経費節減のために廃止すべきではないかという御意見でございます。

議会は、地方自治法第100条第19項に基づき、議員の調査研究に資するため、また議会に送付される官報、公報等を適正に保管するため、図書室を附置しております。この議会図書室は、県民の方にも利用できることとなっております。平成28年度の年間延べ利用者数は4,714人であり、このうち113人は一般県民の方の利用でした。議員の利用は658人、議員に調査を依頼等された事務局等の職員の利用が3,943人でした。

議会図書室については、地方自治法により附置が義務づけられており、調査機能を補填する機能もあることから、今後とも適切に運営するとともに、県民に広く知らせるなど、引き続き議会図書室の機能の充実に努めてまいります。

15番、第22条第3項として、「事務の合理化」を追加してはどうかという御意見でございます。

「事務の簡素化」「事務の合理化」については、これまでも取り組んできており、引き続き、より一層取り組むこととしております。

以上がパブリックコメントの御意見に対する考え方でございますが、以下のとおり評価できるという意見をいただいたところであり、今後の議会運営に生かしていきたいと思っておりますので、御紹介をさせていただきます。

富山らしさが出ているよい前文だと思う。

前文の「安全に安心した生活が営める」との記載は、実利だけでなく、感覚的な部分も多分に求めようとする富山県民にふさわしい記載だと思う。

第2条に基本理念を規定し、第3条で議会の役割を、第4条で議会の運営原則を明記したことで、わかりやすくなっている。

第6条に災害等緊急事態等の対応を行うことを義務づけている。

県民から提出された請願及び陳情は、そのまま議会に上げるのではなく、まず、県民の声を聞き、その声を代弁することが大切であり、第7条にもかなうものである。

第9条に会派の位置づけ、多岐にわたる意見を議論、検討し政策を立案、提言する会派の機能を明記している。

第14条に規定する議会改革推進会議が中心となり、失敗を恐れず県民とともに改革を推進していくことを望む。富山県議会が全国から注目される民主的な議会になることを願っている。

第19条に会議の原則公開や傍聴環境の整備等が明記されている。

第23条に最高規範性が、第24条見直し規定が、的確な文言で明記されている。

議会基本条例も他の条例と同様に改廃可能であり、他の条例との優劣はないことから、最高規範性を有すると文言を入れなかったのは妥当だと考えている。

以上でございます。

渡辺委員長 ありがとうございます。

それでは、今ほどございましたパブリックコメントにつきまして、御意見を伺いたいと思います。

最初に自民党さん。

鹿熊委員 特にこれといった意見はございません。

渡辺委員長 それでは次に、社民党・無所属議員会さん。

菅沢委員 特に意見はありませんが、かなり積極的に関心を持っていただいていることに敬意を表したいと思います。本当に立派な見解が多いわけで、しっかり受けとめられるようにすべきだと思っております。

渡辺委員長 それでは、共産党さん。

火爪委員 御意見をいただいた方に感謝したいと思います。

御意見の中には既にこの検討会議で議論をして、私どもも同じような意見を述べまして、議論の結果、いろいろやりとりをして結果としてこの条文にしようというふうに折り合ったものについても触れておりますので、皆さんもこういうふうに思っておられるんだなと、改めて意を強くした項目もあります。

今後の議会改革推進会議で議論をしなきゃいけない宿題もいただいと受けとめておりますので、今後、こういう御意見を積極的に生かす立場で運用に当たっていくということではないかと思っております。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 私も、議会基本条例を制定してこれで終わりということではなくて、これからも引き続きしっかり検討していくということになっておりますので、今いただいた御意見に対してきちんと向き合っていてやっていくということが大事だというふうに思っております。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 なかなか鋭い指摘もありましたし、非常によい評価をいただいて、この意見を出していただいた人に感謝したいと思います。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 個別的なことは別にして、いただいたことに対して議会改革推進会議において、徹底的といいますか、具体的に肉づけをしていく、会議の不断の努力を望みたいと思っております。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も意見は同じであります。今後、推進会議でよりよい議会運営になるように指摘してまいりたいなど、改めて思わせていただきました。意見をいただいた皆様には感謝しております。

渡辺委員長 ありがとうございます。

それでは、パブリックコメントの実施結果については、今ほど説明したとおりであります。

パブリックコメントで県民の皆様からいただきました貴重な御意見も今後生かしながら、条例案を素案のとおりといたしたいと思えます。

なお、先ほど事務局から説明がありましたとおり、施行日は新年度初日である平成30年4月1日にしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、この条例案について御了承いただきたいと思えます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは次に、この条例案を議会に提出する議案について、協議をお願いしたいと思えます。

会議規則第14条では、議員が議案を提出するときは、地方自治法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署して提示することになっております。

これまでの例では、代表者会議メンバーを提出者及び賛成者として提出をいたしておりますが、この際、この議会改革制定検討会議の13名の委員を提出者としたいと思えますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、今後の審議日程などにつきまして、事務局に説明をさせます。

事務局（岡本参事・議事課長） それでは、資料はございませんけれども、口頭で説明をさせていただきたいと思えます。

2月定例会が2月26日から開会されます。この開会日にこの条例の提案理由説明をしたいというふうに思っております。

この提案理由説明の後、定例会では代表質問、一般質問、予算特別委員会、総括質問等につきましては、既に議会運営委員会におい

て日程が確定をしておりますので、この条例案に対する質疑は、その会議日程の中で実施をしていただければと思っております。

また、委員会の付託につきましては、省略をしてはどうかと考えております。

議会の本会議、2月定例会の閉会日、最終日でございますが、3月23日を予定しております、その場で討論、採決という予定を考えておるわけでございますが、きょう午後から開催されます議会運営委員会で最終的に審議日程がお諮りされることとなりますので、この議会基本条例制定検討会議のメンバーの方々のこの審議日程についての御意向を踏まえまして、議会運営委員会には渡辺委員長が副議長として出席されますので、その議会運営委員会で最終的にきょうのこの議会改革推進会議の審議日程についてお諮りをするという形になると思います。

以上でございます。

渡辺委員長 それでは、提案理由の説明者であります、この件につきましてはいかがいたしましょうか。

鹿熊委員 渡辺委員長にお願いいたしたいというふうに考えます。

渡辺委員長 はい。私にせよということでございますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 ありがとうございます。

それでは、私が提案理由の説明をさせていただきます。

提案理由の内容につきましては、先ほどのパブリックコメントの御意見も生かしながら、私に御一任願いたいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 なお、条例案の2月定例会での具体的な審議等については、この後、午後1時15分から議会運営委員会が開催をされます。ついては、本日の検討会議の内容を私のほうから議会運営委員会のメンバーに説明をし、議会運営委員会にお諮りしたいと思います。

すので、ご了承願いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、以上で予定しておりました議題の協議は終わりましたが、この際、ほかに何か御意見等はございますでしょうか。

菅沢委員 基本条例のことにも関係するように私は思っておりますけれども、議会事務局の現状を踏まえて、そのあり方、改革といえますか、この点はこの条例の検討の過程では、特別の上程項目としての議論はなかったように思いますけれども、それは日ごろから、議事課の皆さんや調査課の皆さんが大変御苦労なさっておられるし、政務活動費の問題をめぐっても総務課の担当の皆さんに大変御苦労をいただいている。私どももみずからを律していくとともに、いろいろな面で御指示をいただいている、適正な執行についての指導をいただいているということがあろうかと思えます。

そういう意味では感謝をすることが大いにありますけれども、私は、あえてきょう、もう時間が迫っておるのに、申し上げる気持ちでありますのは、この条例の中で議員の責務が明確になりました。倫理規定も含まれております。さらに、会派の位置づけや役割についても、調査研修活動のきちとした展開とか政策の立案、知事等への提言等を含めて会派の役割が非常に明確になったということ。二元代表制のもとで、私は非常にすぐれた規定を持ったというふうに思います。

そういう中で、議会事務局が議員や会派の活動をしっかりサポートする、支える、援助していく、この役割は極めて大きいと思っております。もちろん県の職員でありますから、労務規定やさまざまなものに基づいてしっかり実施されていく必要はありますけれども、いずれにしても改めて議会事務局の役割というものをもっともっと鮮明にして、問題点があれば改革をしていくと。

私、前段で申し上げたように、大変評価できる点も多いわけであり、今度の条例もまさに評価できる活動でなかったかと思って

おりますけれども、そういうことに関連して、この議会の議員や会派が関係する行事とか取り組みに対する議会事務局の対応の中に、差別や格差があってはいけないと思います。これは重大な発言をしていると思います。

議会事務局が、例えばそういうものへの対応や出席について選別をするというふうなことが具体的に存在します。例えば、予算折衝がこの2月上旬に行われましたけれども、予算折衝というのは、議員や会派の活動の中では極めて重要な位置を占めます。予算編成の過程に会派の意見、その背景にある県民の要望を反映させるという、そのための調査活動、そして各部局との折衝を踏まえながら、最終的に知事折衝が我々の会派の場合、2月2日に設定をされました。

この会派の知事折衝に議会事務局の出席を求めました。それは今申し上げましたような予算折衝の位置づけの中で、しっかりと状況把握を議会事務局にもしてもらいたい、さらには知事折衝の過程での例えばこれは口頭でやり合っていますから、記録をするとか、後での整理に力をかけてもらおうとか、そういう必要性があるため、出席要請をしましたけれども、最終的には議事課の一職員の出席ということで、議会事務局としての組織的なきちっとした責任ある対応はなかったということに大変遺憾な気持ちであります。

特に事務局長の出席を求めましたけれども、そのことへの対応も見解表明も全然ありませんでした。なぜそういう差別ともとられる対応になっているのか、大変遺憾であります。

あえてこのことを申し上げましたのは、議会基本条例にかかわって議会事務局のあり方が今後問われてくるわけであります。

私は、この議会事務局の職員の体制、数について、今十分であるかどうかについては意見を持っております。議事課の皆さんも本会議のときだけではないですよ。さまざまな常任委員会や各種の会議を含めて、あの体制でよく対応なさっていらっしゃると思って敬意を表したいと思います。今度の議会基本条例の対応もそうです。調

査課の皆さんも限られた人材の中で、よく対応していただいていると思っております。そういう中で人員増ですね。議事課や調査課の人員増を私はもっと図っていくべきだという意見を持っております。

それに関連をして、議会の中に次長であるとか局長というポストがあるわけでありましてけれども、これらの方々の処遇は一体中身はどうか。私は例えば本会議のひな壇の議長の隣に局長が座っておりますけれども、あんな形式的なことはやめて、あそこに議事課長が座って、議事課長のもとには職員がおるわけですから、しっかり指揮していけばいいわけであって、ああいう形式的なことはやめるべきだと私は思っております。

それから、次長や局長のポストなんていうのは、総務課長が兼務すればいいわけです。そして今その体制の中でも2名のポストが歩いてきますから、これを議事課や調査課に配分すればいいわけです。そのことによって、議会事務局の機能がよほど強化されていくと、私はそういうふうなことを思っております。

局長ポストなんていうのは、ある意味では、1年、2年の在任で通過ポストみたい、経過ポストみたいもので、最近では次はどこへ配転があるのか、予想がつくような状態であります。もっと議会事務局の中で議会の改革が今求められているわけでありまして、その中で議会の機能を強化していくために、議会の職員が一丸となっていくためにも、局長ポストなんていうのは、プロパーの人で育てて、その中で配置をしていくくらいの展望を持つべきだというふうに思っております。

そんなことも含めて議会事務局の改革が今の論議の中で欠落していたという反省を持ちながら、しかし議事課や調査課の皆さん、総務課の皆さんの日ごろの御努力に敬意を表しながら、最近の対応については極めて遺憾に思っております、あえてきょうこういう発言を申し上げる次第です。

このことについては、事務局の見解もしっかり求める必要がある

うかと思っておりますけれども、最後に申し上げますけれども、議員や会派の活動に色分けをして、格差をつけて差別をして対応すると、そのような現状については、直ちに緊急に状況を点検をして、チェックをして改革を求めたいと思います。

このことについては、今後強く意見を具体的に申し上げてまいります。

以上です。

渡辺委員長 承っておきます。

それでは、あとは何かございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、私から一言御挨拶を述べさせていただきます。

先ほど、富山県議会基本条例の条例案が了承されました。昨年6月27日の第1回会議以来、委員の皆様方には終始熱心に御審議をいただきました。

また、報道機関各位の御協力、そして事務局職員の尽力もありました。改めて皆様方に深く感謝を申し上げます。まことにありがとうございました。

それはこれをもって第9回議会基本条例制定検討会議を閉会いたします。

御苦労さまでございました。